

平成 26 年度
新型インフルエンザ等対策総合訓練
報 告 書

平成 27 年 3 月

愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課

目 次

1	はじめに	1
2	目的	2
3	想定	2
4	訓練日等	4
5	内容	5
6	結果及びコメント	22
(1)	情報伝達訓練	22
(2)	具体的行動訓練（概ね24時間以内）	24
(3)	意思決定訓練	33
(4)	個人防護具（PPE）着脱訓練	34
(5)	時差出勤訓練	38
7	来年度の訓練に向けて	44
8	おわりに	47
	取材状況（参考）	47

1 はじめに

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザと再興型インフルエンザ）と新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。））は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことから、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これに罹患した場合の病状の程度が重篤となるおそれがある。

従って、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが重要である。

そこで、これらを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が、平成 25 年 4 月に施行された。

政府は、特措法の施行を受け、同年 6 月に政府行動計画を閣議決定し、これを踏まえ、本県も平成 25 年 11 月に県行動計画を策定した。

現在、市町村においても市町村行動計画を整備する等、順次、対策を講じるための土台が作られている。

今回の総合訓練は、特措法第 12 条に基づき、政府の実施する訓練と連携したものであり、その中でも、時差出勤訓練については、全国で初めて実施し、県民への啓発の一助となった。

本報告書は、各所属からの訓練結果の報告をとりまとめ、その内容を分析し、コメントを加えることで、今後の参考とするために作成したものである。

各所属において、本報告書を活用し、より一層の新型インフルエンザ等対策の実施に資することができれば幸いである。

2 目 的

- 政府全体訓練と連携した訓練を実施し、情報伝達の実効性を高める。
- 庁内各部局等、市町村及び指定地方公共機関等のマニュアル等に基づく具体的な行動の確認を行う。
- 所属（組織）の意思決定訓練を行い、速やかな初動体制づくりを進める。
- 患者と接触する可能性のある医療機関及び保健所等において、個人防護具の着脱訓練を行い、二次汚染のない円滑な着脱方法の確認を行う。
- 時差出勤訓練を行い、駅等人ごみでの感染リスクを低減するとともに、県民への時差出勤等基本的な感染対策の啓発を図る。
- 訓練結果を検証し、検証結果を共有することにより、有機的な連携を構築する。

3 想 定

- 愛知県内で脳症、多臓器不全をおこす致死性のインフルエンザ様患者が多発し、健康福祉部健康危機管理調整会議が開催された。
- 国立感染症研究所の検査で未知の A 型インフルエンザウイルスが検出され、厚生労働大臣は、愛知県において、新型インフルエンザが発生した旨公表した。
- 政府は、第 1 回新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、患者が急激に拡大しつつあることから、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県全域に緊急事態宣言を公示した。
- 県対策本部は、県内感染期と総合的に判断、決定し、全県に周知するとともに、翌日から 2 週間、各所属での時差出勤を要請した。

訓練の想定イメージ

県		国	
正式名	略称	正式名	略称
○健康福祉部健康危機管理調整会議	「危機管理調整会議」	○新型インフルエンザ等対策本部	「政府対策本部」
○愛知県新型インフルエンザ等対策本部	「県対策本部」	○新型インフルエンザ等現地対策本部	「政府現地対策本部」
○愛知県新型インフルエンザ等対策本部会議	「県対策本部会議」	○新型インフルエンザ等対策本部会議	「政府会議」
○愛知県新型インフルエンザ等対策本部幹事会議	「県対策本部幹事会議」	○基本的対処方針等諮問委員会	「政府諮問委員会」

事象	県（健康福祉部）	国
○愛知県内で脳症、多臓器不全をおこす致死性のインフルエンザ様患者が多発した。	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理調整会議を開催 ○衛生研究所で検査（A 型インフルエンザ検出） ○国立感染症研究所に検体送付 ○県対策本部幹事会議開催（情報提供・共有、県対策本部会議の事前準備等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国立感染症研究所で検査（未知の A 型インフルエンザウイルスを検出）

平成26年度新型インフルエンザ等対策総合訓練

事象	県（健康福祉部）	国
	<p>○県対策本部設置</p> <p>○各部署等に情報伝達</p>	<p>○厚生労働大臣は、愛知県において、新型インフルエンザ等感染症が発生した旨公表</p> <p>○政府対策本部設置</p> <p>○政府諮問委員会の開催</p> <p>○政府会議の開催（基本的対処方針、緊急事態宣言の決定）</p> <p>○政府現地対策本部設置</p>
今回の訓練はこれ以降を想定する。		

（訓練当日の流れ）

当日タイムテーブル 見込み	県（健康福祉部）	国
1月23日 (金) 8:30		<想定>諮問委員会・本部会議開催の公表
8:45		<想定>基本的対処方針等諮問委員会への意見聴取
~11:00		政府対策本部会議開催 <想定>決定事項 ・基本的対処方針の変更 ・緊急事態宣言
11:00 ~	<p>【情報伝達訓練】 情報提供(第1報) (政府対策本部決定事項)</p> <p>【具体的行動訓練】 第1報により実施</p> <p>【意思決定訓練】 第1報により実施</p>	
11:30 ~	<想定>専門家会議への意見聴取	
12:00 ~	<p><想定>県対策本部会議</p> <p><想定>決定事項</p> <p>・県内感染期へ移行</p> <p>・外出自粛・施設の使用制限等まん延防止措置の実施</p> <p>・時差出勤</p>	
13:30 ~	<p>【情報伝達訓練】 情報提供(第2報) (県対策本部決定事項)</p> <p>【具体的行動訓練】 第2報により実施</p> <p>【意思決定訓練】 第2報により実施</p> <p>【時差出勤訓練】 各所属で出勤時間のグループ分け実施</p>	
(随時)	個人防護服着脱訓練 (保健所・医療機関のみ)	

当日タイムテーブル 見込み	県（健康福祉部）	国
1月26日 (月) 出勤時	【時差出勤訓練】3グループ分かれて出勤 (県庁のみ)	

4 訓練日等

訓練日	訓練内容	参加機関
H27. 1. 23 (金)	(1) 情報伝達訓練	愛知県庁内各部局及び関係地方機関（以下「庁内各部局等」という。）、市町村、指定地方公共機関、その他参加を希望する医療機関等
	(2) 具体的行動訓練	
H27. 1. 23 (金)	(3) 意思決定訓練	保健所、指定地方公共機関（医療機関）及びその他参加を希望する医療機関等
	(4) 個人防護具（PPE）着脱訓練	
H27. 1. 26 (月)	(5) 時差出勤訓練	愛知県庁内各部局（通常の勤務時間（8:45～17:30）が適用されている職員（非常勤職員、育児短時間勤務職員等を除く。））

5 内 容

(1) 情報伝達訓練（1月23日実施）

- ①健康対策課は、政府訓練の情報伝達を受領した。
- ②健康対策課は、午前 11 時（第 1 報）及び午後 1 時 30 分（第 2 報）に電子メールにより、図 1 のように情報伝達した。
- 第 1 報の内容は図 2 及び第 2 報の内容は図 3 のとおり情報伝達した。
- ③各所属は、関係所属に情報伝達した。
- ④各所属は、健康対策課に様式 1 により報告した。

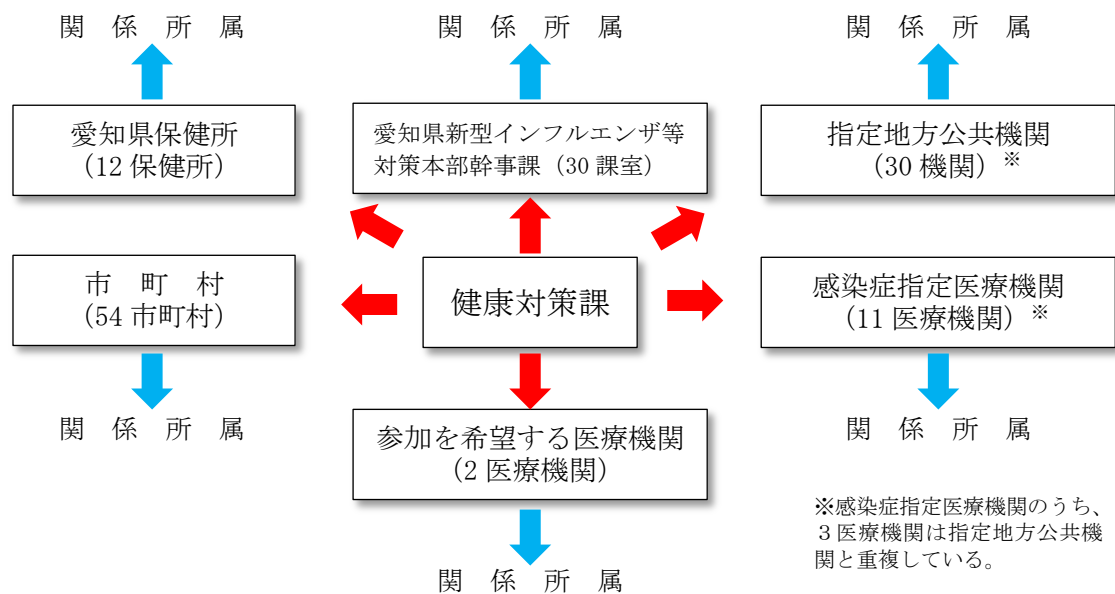


図 1 情報伝達訓練概要図

訓練

【緊急情報】

平成 27 年 1 月 23 日

午前 11 時 00 分現在

関係各位

愛知県新型インフルエンザ等対策本部
事務局 健康福祉部保健医療局健康対策課

【情報伝達訓練】（第 1 報）

伝達事項	緊急事態宣言の公示等について
<ul style="list-style-type: none">○ 政府が愛知県全域に緊急事態宣言を公示したこと。○ 政府対策本部会議における決定事項が別添のとおり示されたこと。○ 愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）会議を本日正午から開催すること。	

※1 愛知県庁内各部局、市町村及び指定地方公共機関等は、それぞれの情報連絡網により関係部署に情報伝達してください。（受信確認も実施する。）

※2 様式 1 により報告してください。（報告期限 2 月 2 日（月））

※3 政府情報は参考のために送付するものです。

※4 1 月 23 日（金）の情報伝達訓練は 2 回あります。

図 2 情報伝達内容（第 1 報）

訓練

【緊急情報】

平成 27 年 1 月 23 日

午後 1 時 30 分 現在

関係各位

愛知県新型インフルエンザ等対策本部
事務局 健康福祉部保健医療局健康対策課

【情報伝達訓練】（第 2 報）

伝達事項	県対策本部の決定事項について
決定事項	<p>○県内感染期（県行動計画による）へ移行し、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大から被害軽減に切り替えること。</p> <p>○情報の収集に努め、県民に対し適切かつ迅速に情報提供を行うこと。</p> <p>○帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターを中止し、原則として、全ての一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う体制とすること。</p> <p>○県民、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨すること。</p> <p>○患者が多い名古屋市及び隣接市町村^(注1)を対象区域とし、14日間、次のとおり感染を防止するための協力を要請^(注2)すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛等^(注3) ・学校、保育所等^(注4)施設の使用制限 <p>○体育館、博物館、美術館、図書館等^(注5)に対し、感染対策の徹底について協力を要請^(注6)すること。</p> <p>○生活関連物資等の価格の高騰や買占め、売惜しみが生じないよう、調査・監視・要請等の必要な措置を講じること。</p>

(裏面へ続く)

- (注 1) 「隣接市町村」：飛島村、弥富市、蟹江町、あま市、大治町、清須市、北名古屋市、豊山町、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、東郷町、豊明市、大府市、東海市
- (注 2) 「要請」：新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条に基づき緊急事態措置として実施する要請
- (注 3) 「不要不急の外出自粛等」：不要不急の外出自粛及びその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の実施など）
- (注 4) 「学校、保育所等」：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 号及び第 2 号に規定する施設
- (注 5) 「体育館、博物館、美術館、図書館等」：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 3 号から第 13 号までに規定する施設
- (注 6) 「要請」：新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請

※ 1 愛知県庁内各部局、市町村及び指定地方公共機関等は、それぞれの情報連絡網により関係部署に情報伝達してください。（受信確認も実施する。）

※ 2 様式 1 により報告してください。（報告期限 2 月 2 日（月））

【具体的行動訓練】 【意思決定訓練】

※ 1 前述のとおり、県対策本部会議の決定事項を基に、概ね 2 4 時間以内を実施する具体的行動を想定し、その意思決定訓練を実施してください。

※ 2 具体的行動訓練は様式 2、意思決定訓練は様式 3 により報告してください。（報告期限 2 月 2 日（月））

【個人防護具 (PPE) 着脱訓練】 (保健所、医療機関)

※ 1 県内感染期 (県行動計画による) へ移行し、原則として、全ての一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行うこととなりましたので、患者と接触する可能性のある医療機関及び保健所等において、個人防護具の着脱訓練を実施してください。

※ 2 様式 4 により報告してください。(報告期限 2 月 2 日 (月))

【時差出勤訓練】 (県庁のみ)

指示 事項	時差出勤について
<p>○ 県対策本部長は、1 月 26 日 (月) から 14 日間、愛知県庁内各部署及び地方機関に時差出勤を指示する。</p>	

※ 1 時差出勤訓練は、1 月 26 日 (月) のみに実施することとし、県庁各所属長は、勤務時間の特例制度を活用し、業務に支障のない範囲で、概ね 3 分の 1 ずつのグループ (A 班 7:45~16:30、B 班 8:45~17:30、C 班 9:45~18:30) に分け、勤務時間の割振りを明示してください。
(「勤務時間の特例実施要綱」を参照)

※ 2 アイシステムで 1 月 26 日 (月) の勤務時間を変更してください。

※ 3 時差出勤は混雑時の感染リスクを低減させるために行うものでその主旨を十分に理解した上で、人ごみを避けて歩く、マスクをする等感染予防に心がけながら出勤してください。

※ 4 様式 5 により報告してください。(報告期限 2 月 2 日 (月))

図 3 情報伝達内容 (第 2 報)

様式1

情報伝達訓練報告票

所 属	
電 話 ファクシミリ 電子メール 担当者	
情報伝達を受領した 日時 ^{※1}	平成 年 月 日 時 分
情報伝達を確認した 日時 ^{※2}	平成 年 月 日 時 分
情報伝達を発信した 関係部署数等 ^{※3}	
情報伝達がすべての 関係部署で受信確認 された時刻 ^{※4}	平成 年 月 日 時 分 (最終受信確認部署：)
特 記 事 項 ^{※5}	
(注意事項)	
<p>※1 情報伝達を受領した日時を記入する。</p> <p>※2 情報伝達を確認した日時を記入する。</p> <p>※3 情報伝達を確認し、関係部署と発信した数を記入する。</p> <p>※4 情報伝達が、すべての関係部署で受信確認された時刻及び最終受信確認部署を記入する。</p> <p>※5 情報伝達訓練に関して特記事項があれば記入する。</p>	

(2) 具体的行動訓練（概ね 24 時間以内）（1 月 23 日実施）

①各所属は、情報伝達に基づき概ね 24 時間以内に実施すべき具体的行動を想定する訓練を行った。

②各所属は、健康対策課に様式 2 により報告した。

様式 2

具体的行動訓練報告票

所 属		
電 話 ファクシミリ 電子メール 担当者		
情報伝達を受領して実施する具体的行動（想定）※1	想定時刻※2	想定内容※3
特 記 事 項※4		
<p>(注意事項)</p> <p>※1 情報伝達を受領して概ね 24 時間以内に実施する具体的行動を想定して記入する。</p> <p>※2 想定した具体的行動の実施時刻を記入する。</p> <p>※3 想定した具体的行動の内容を記入する。</p> <p>※4 具体的行動訓練に関して特記事項があれば記入する。</p>		

(3) 意思決定訓練 (1 月 23 日実施)

①各所属は、具体的行動訓練で想定した概ね 24 時間以内を実施する具体的行動のうち、意思決定に必要な具体的行動について、意思決定者の所在を確認する訓練を行った。

②各所属は、健康対策課に様式 3 により報告した。

様式 3

意思決定訓練報告票

所 属		
電 話 ファクシミリ 電子メール 担当者		
情報伝達を受領して実施する 意思決定に必要な具体的行動 ^{※1}	意思決定者 職名 ^{※2}	訓練時の意思決定者の 所在確認日時 ^{※3}
特 記 事 項 ^{※4}		

(注意事項)

- ※1 情報伝達受領後、概ね 24 時間以内に行う意思決定に必要な具体的行動を記入する。
- ※2 意思決定者の職名を記入する。
- ※3 訓練時における意思決定者の所在確認日時を記入する。
- ※4 意思決定訓練に関して特記事項があれば記入する。

(4) 個人防護具 (PPE) 着脱訓練 (1 月 23 日実施)

①患者と接触する可能性のある医療機関及び保健所等は、情報伝達に基づき個人防護具の着脱訓練を行い、二次汚染のない円滑な着脱方法の確認を行った。

②今回の訓練では、標準着脱マニュアルを示し、訓練を実施した。(別記「新型インフルエンザ等個人防護具 (PPE) 着衣・脱衣マニュアル」を参照)

昨年のエボラ出血熱対応のマニュアルを踏まえ、新型インフルエンザ等対応についても、次のように改善した。

- ①着衣の際は、着脱状況をチェックする確認者を設け、2人体制としたこと。
- ②脱衣の際は、さらに汚染に対して随時消毒を行う消毒者を設け、3人体制としたこと。
- ③従来は着脱者自らが、マニュアルを見ながら着脱を行っていたが、確認者がマニュアルを読み上げ、注意を喚起することとしたこと。
- ④確認者は、着脱状況をチェックし、記録を残すこととしたこと。
- ⑤着脱の記録は、所属長が検証を行うこととしたこと。

等であるが、県の所属を始め、指定地方公共機関等で、この標準マニュアルを試用した。

③各所属は、健康対策課に様式 4 により報告した。

別 記

新型インフルエンザ等個人防護具 (PPE) 着脱マニュアル

愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課

1 目的

このマニュアルは、病原性が未知の新型インフルエンザ等の患者(疑い)の対応に際し、個人防護具 (PPE) を確実に着脱し、さらにその検証を行うことにより、従事者の感染を防止することを目的とする。

2 重要点

- (1) 着衣の際は着衣者と確認者(読み上げ者)の2人体制で、また、脱衣の際は脱衣者、消毒者及び確認者(読み上げ者)の3人体制で行うこと。
- (2) 確認者がチェックしたチェックリストは所属長が必ず検証を行うこと。

3 手順

- (1) 着衣、脱衣に必要な準備物品を用意する。
- (2) 着衣の際は着衣者と確認者(読み上げ者)、また、脱衣の際は脱衣者、消毒者及び確認者(読み上げ者)がそれぞれ前準備を行う。



- (3) 確認者は、別添チェックリストの手順及びポイントを大きな声で読み上げる。
- (4) 確認者は、着衣・脱衣者の進行状況に合わせ、必要に応じて、何度も手順やポイントを読み上げたり、手順どおりに実施しなかった場合に、注意助言する。
- (5) 注意した事項は、備考欄に記入する。
- (6) 確認者は手順及びポイントが遵守された場合は、チェックリストに「レ」を記入し、記録する。
- (7) 記録したチェックリストは所属長の検証を必ず受ける。

別 添

所長	次長	課長		

新型インフルエンザ等個人防護具(PPE)着衣方法 チェックリスト

※PPE を着衣する場合は、このチェックリストにより、必ず2名で行うこと。

着衣日時	月 日 : ~ :	着衣者	確認者 (読み上げ者)		
準備するもの	①防護服、②ゴーグル、③フェイスシールド、④手袋（2組：1人用・1人用）、⑤N95 マスク、⑥シューズカバー				
着衣手順（読み上げる）		ポイント（読み上げる）		チェック	備考
前準備	手を石けんで洗浄後、アルコールで消毒する。	手袋をはめる前に、手の洗浄と消毒を行ったことを確認する。		<input type="checkbox"/>	
	着衣場所を決定する。	着衣は患者のいない場所で行う。		<input type="checkbox"/>	
	正しい着衣手順を守るには 10 分～15 分かかるので、あわてずに確実に行く。			<input type="checkbox"/>	
	着衣者、確認者（チェックリストを読み上げ、確認する。）の2者が適当な位置につく。			<input type="checkbox"/>	
1	インナー手袋を、そで口をおおうようにはめる。	そで口をおおっているかを確認する。 	<input type="checkbox"/>		
2	防護服を着る。 ①ファスナーを下までおろす。 ②片足から着用し、無理のない方法で両足を入れ、少したくしあげながら、両肩を服に入れる。 ③腕を通したら、ゆっくりファスナーを上げる。 ④ファスナーを上まで引き上げたことを確認したら、ファスナーが露出しないように、ファスナーカバー両面テープから保護紙を外し、しっかりと貼り付ける。		ファスナーカバーの両面テープがしっかりと貼り付いているかを確認する。	<input type="checkbox"/>	

	着衣手順（読み上げる）	ポイント（読み上げる）	チェック	備考
3	N95 マスクをつける。 ①マスクの鼻当てを指の方にして、ゴムバンドが下になるようにカップ状に持つ。（右図） ②鼻当てを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせる。 ③上側のゴムバンドを後頭部にかける。 ④下側のゴムバンドを首の後ろにかける。 ⑤両手で鼻当てを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻当てを鼻の形に合わせる。 ⑥フィットテストとして、息を強く吹き出し、空気が漏れていないかをチェックする。	 <p>後頭部へ 首の後へ</p> マスクの密着を確認する。 	<input type="checkbox"/>	
4	防護服のフードを髪の毛が出ないようにかぶる。	髪の毛がはみ出していないかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
5	あごカバーの両面テープから保護紙をはずし、しっかりと貼り付ける。	あごカバーが両面テープでしっかりと貼り付いているかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
6	ゴーグルをフードの上からつける。	ゴーグルが密着しているかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
7	シューズカバーを、防護服のすそをおおうようにはき、ひもを結ぶ。	防護服のすそがおおわれているかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
8	アウター手袋を、防護服のそで口をおおうようにはめる。	防護服のそで口がおおわれているかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	




注1 着衣にあたって不備等があれば備考欄に記載すること。



注2 このチェックリストは、確認後、所属長が検証を行うこと。

所長	次長	課長		

新型インフルエンザ等個人防護具(PPE)脱衣方法 チェックリスト

※PPE を脱衣する場合は、このチェックリストにより、必ず3名で行うこと。

脱衣日 時	月 日 : ~ :	脱衣者	確認者 (読み上げ者)		
準備する もの	①廃棄物容器 (ゴミ袋) ②消毒用アルコールスプレー		消毒者		
脱衣手順 (読み上げる)		ポイント (読み上げる)		チェック	備考
前 準 備	脱衣場所を決定する。		脱衣は汚染の影響のない場所で行う。	<input type="checkbox"/>	
	正しい脱衣手順を守るには 20 分～25 分かかるので、あわてずに確実に行う。			<input type="checkbox"/>	
	脱衣者、確認者 (チェックリストを読み上げ、確認する。)、消毒者 (脱衣中随時消毒する。) の 3 者が適当な位置につく。		アルコール消毒は、アウター手袋等、汚染のリスクの高い部位を中心に行う。	<input type="checkbox"/>	
1	アウター手袋の手首近くの縁の外側をつまみ、手袋が裏表反対になるように、手から外す。		汚染された表部分に触れていないかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
2	脱いだアウター手袋を反対の手で持ちまらめ、アウター手袋をしていない手をアウター手袋とインナー手袋の間の手首の下にすべりこませ、先に脱いだ手袋が中にはいるように (表裏反対になるように) 手からはずし、ゴミ袋に入れる。		汚染された表部分に触れていないかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
3	シューズカバーは、ひもをほどき、内側を表にしながら脱ぎ、ゴミ袋に入れる。		汚染された表部分に触れていないかを確認する。	<input type="checkbox"/>	
4	目を閉じ、ゴーグルの両端部分をつかみ、顔面から上方に持ち上げてはずしゴミ袋に入れる。		汚染された可能性の高い前面に触れていないか確認する。 	<input type="checkbox"/>	
5	防護服のあごカバーとファスナーカバーを外し、ファスナーを下までおろす。		汚染された部分に触れていないかを確認する。	<input type="checkbox"/>	
6	防護服表面にできるだけ手袋が触れないように開く。		汚染された部分に触れていないかを確認する。	<input type="checkbox"/>	

	脱衣手順（読み上げる）	ポイント（読み上げる）	チェック	備考
7	顔に手袋が触れないようにフードの付け根を持ち、フードを頭からはずす。	汚染された部分に触れていないかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
8	防護服の内側を表にして外側を包み込むように脱ぎ、ゴミ袋に入れる。 脱衣後、手袋のアルコール消毒を行う。	汚染された表部分に触れていないかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
9	息を止め、目を閉じ、マスクの先端をつかみ、顔面から十分に離れた後、上方にはずし、ゴミ袋に入れる。	息を止め、目を閉じたかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
10	インナー手袋の手首近くの縁の外側をつまみ、手袋が裏表反対になるように、手から外す。	汚染された表部分に触れていないかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
11	脱いだインナー手袋を反対の手で持ちまらめ、インナー手袋をしていない手を手首の下にすべりこませ、先に脱いだ手袋が中にはいるように（表裏反対になるように）手からはずし、ゴミ袋に入れる。	汚染された表部分に触れていないかを確認する。 	<input type="checkbox"/>	
12	ゴミ袋の口をしぼり、適正に処理する。	汚染された個人防護具が適正に処理されたかを確認する。	<input type="checkbox"/>	
13	手を石けんで洗浄後、アルコールで消毒する。	個人防護具を脱いだ後に、手の洗浄と消毒を行ったことを確認する。	<input type="checkbox"/>	

注1 脱衣にあたって不備等があれば備考欄に記載すること。

注2 このチェックリストは、確認後、所属長が検証を行うこと。

様式 4

個人防護服（PPE）着脱訓練※¹報告票

所	属		
電	話		
フ	ク		
シ	ミ		
リ			
電	子		
メ	ー		
ル			
担	当		
者			
① 着衣訓練結果			
着衣時刻	平成	年	月 日 時 分～ 時 分
着衣者氏名		確認者氏名	
着衣の際の 不備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 		
② 脱衣訓練結果			
脱衣時刻	平成	年	月 日 時 分～ 時 分
脱衣者氏名		確認者氏名	
消毒者氏名			
脱衣の際の 不備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 		
特記事項※ ²			
(注意事項)			
※ ¹ 情報伝達受領後、訓練を実施し記入する。			
※ ² 個人防護服（PPE）着脱訓練に関して特記事項があれば記入する。			

(5) 時差出勤訓練（県庁のみ）（1月26日実施）

- ①健康対策課は、1月23日（金）に情報伝達訓練第2報（午後1時30分）で情報伝達（時差出勤の指示）し、翌勤務日にあたる1月26日（月）に時差出勤訓練を行った。
- ②県庁各所属長は、勤務時間の特例制度を活用し、業務に支障のない範囲で、概ね3分の1ずつのグループ（A班 7:45～16:30、B班 8:45～17:30、C班 9:45～18:30）に分け、勤務時間の割振りを明示した。（別記「勤務時間の特例実施要綱」を参照、※時間外勤務については、各所属の対応とする。）
- ③県庁各所属は、アイシステムで訓練2日目の勤務時間を変更した。
- ④県庁各所属の職員は、時差出勤は混雑時の感染リスクを低減させるために行うものでその主旨を十分に理解した上で、人ごみを避けて歩く、マスクをする等感染予防に心がけながら出勤した。
- ⑤県庁各所属は、健康対策課に様式5により報告した。

別 記

勤務時間の特例実施要綱

1 趣旨

県の職務内容が多様化する中で、午前8時45分から午後5時30分までの勤務時間（以下「通常の勤務時間」という。）が設定されている所属においても、通常の勤務時間外に行う必要がある業務が臨時的に発生する場合が増えつつある。

こうした職務の実態に即し、通常の勤務時間の他に複数の勤務時間を設定して柔軟に対応することにより公務の効率的な推進を図るとともに、長時間勤務の軽減により職員の健康管理に資するよう、勤務時間の特例の制度を設ける。

2 対象者及び対象日

愛知県職員服務規程（以下「規程」という。）が適用される職員であって、通常の勤務時間により勤務する日とする。

3 対象事務

すべての事務を対象とする。

4 割振り要件

特例の勤務時間の割振りは、通常の勤務時間外に臨時的に行う事務が予定されている場合であって、特例の勤務時間によることが効率的であると所属長が認める場合に限り行うものとする。

5 勤務時間帯

9区分（5時勤、5時45分勤、6時45分勤、7時45分勤、9時45分勤、10時45分勤、11時45分勤、12時45分勤、13時15分勤）の勤務時間を設ける。

ただし、事務内容により上記9区分の特例勤務時間以外の勤務時間を設ける必要がある場合は、人事課と協議する。

区分	始業	終業	休憩時間
通常	8時45分	17時30分	12時00分～ 13時00分
5時勤	5時	13時45分	11時00分～ 12時00分
5時45分勤	5時45分	14時30分	12時00分～ 13時00分
6時45分勤	6時45分	15時30分	12時00分～ 13時00分
7時45分勤	7時45分	16時30分	12時00分～ 13時00分
9時45分勤	9時45分	18時30分	12時00分～ 13時00分
10時45分勤	10時45分	19時30分	12時00分～ 13時00分
11時45分勤	11時45分	20時30分	17時30分～ 18時30分
12時45分勤	12時45分	21時30分	17時30分～ 18時30分
13時15分勤	13時15分	22時00分	18時30分～ 19時30分

6 割振り方法

- (1) 所属長は、特例の勤務時間を割り振る場合は、別紙様式により原則として特例の勤務時間を割り振ろうとする日の7日前までに職員に明示すること。なお、やむを得ない場合は前日までに職員に明示すること。
- (2) 特例の勤務時間の割振りは、職員一人につき概ね月4回以内とする。ただし、事務内容により特定の時期に集中して特例の勤務時間を割り振る必要がある場合は、人事課と協議する。

別紙様式

特例の勤務時間割振り簿

命令月日	決裁	対象職員		特例の勤務時間を割り振る日及び区分		臨時に行う事務の内容	本人確認印	備考
		職	氏名	月 日(曜日)	※区分			
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				
月 日				月 日() () 勤				

7 留意事項

- (1) 特例の勤務時間を割り振る場合は、通常の勤務時間中の職務遂行に支障のないよう、また、県民サービスの低下にならないように留意すること。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、業務の都合上、やむを得ない場合に限り利用できるものとする。

- (3) 育児又は介護の事由により、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第7条の規定に基づき、時間外勤務の制限を受けている職員に対する特例の勤務時間の割振りにあつては、職員の育児又は介護に支障がないよう配慮すること。
- (4) 特例の勤務時間を割り振るにあつては、職員の健康及び福祉を害することのないように配慮すること。
- (5) 特例の勤務時間を割り振られた職員がある場合は、前日の「いっせい退庁推進運動」等において他の職員にも周知すること。
- (6) 職員は、自らに設定された勤務時間を厳守すること。

8 その他

- (1) 施設や窓口の開閉時間が「県の執務時間を定める規則」と異なる等の理由により継続的かつ定期的に職員の勤務時間を変更する必要がある場合は、規程第10条第2項により個別に所属長が知事の承認を受けることとする。
- (2) 特例の勤務時間を割り振られた職員が「おはよういっせい運動」あるいは「いっせい退庁推進運動」に参加できないことはやむを得ないものとする。
- (3) 特例の勤務時間については、時差勤務実施要綱に基づく早出、遅出勤務は設定しないこと。

様式5

時差出勤訓練報告票

所 属	
電 話 ファクシミリ 電子メール 担 当 者	
訓練参加者数	A班 (7:45~16:30) 人 B班 (8:45~17:30) 人 C班 (9:45~18:30) 人
時差出勤時に 感染予防として行った 行動	
時差出勤による 感染予防効果 (意見)	

6 結果及びコメント

各訓練の状況を表1にまとめた。

表1 訓練参加状況（報告のあった所属数）

		県庁	県の関係 地方機関	市町村	指定地方 公共機関	感 染 症 指 定 医 療 機 関	参 加 を 希 望 す る 医 療 機 関	合計
報告数		112	71	51	21 ^{※1}	5 ^{※1}	2	262
情報伝達訓練	第1報、第2報ともあり	62	44	14	6	2	0	128
	第1報のみ	15	7	33	9	3	1	68
	第2報のみ	1	1	2	6	0	0	10
	第1報、第2報ともなし	34	19	2	0	0	1	56
具体的行動訓練		73	55	44	16	4	0	192
意思決定訓練		73	55	40	16	4	0	188
個人防護具(PPE)着脱訓練			13	0	6	3	2	24
時差出勤訓練		112			1 ^{※2}			113

※1 感染症指定医療機関のうち、指定地方公共機関と重複している3施設については、感染症指定医療機関に計上した。

※2 訓練対象ではなかったが、自主的に実施

(1) 情報伝達訓練（1月23日実施）

ア 情報伝達確認時間

(7) 第1報（午前11時）

第1報の報告があった196所属のうち、185所属（94%）が1時間30分以内に情報伝達を確認していた。11所属（6%）は1時間30分超で、週明けの1月26日（3日後）に確認した所属が3所属あり、最長は71時間55分であった。今回はメールのみであったが、電話連絡を併せて行う等速やかな情報伝達の確認が行えるようお願いする。

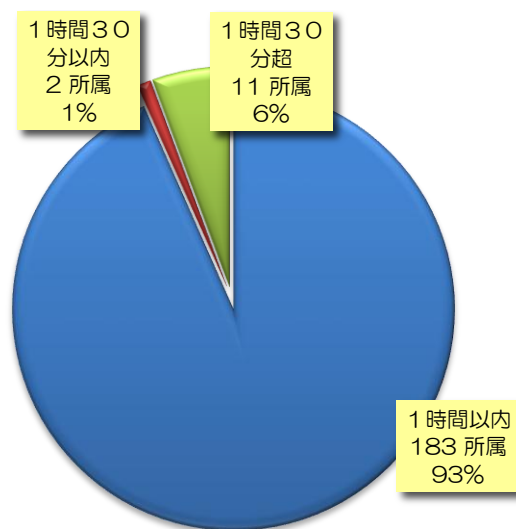


図4 情報伝達確認時間（第1報）

(4) 第 2 報 (午後 1 時 30 分)

第 2 報の報告があった 138 所属のうち、134 所属 (97%) が 1 時間以内に情報伝達を確認していた。残りの 4 所属も 1 時間 30 分以内に情報伝達を確認していた。第 1 報と同様、電話連絡を併せて行う等速やかな情報伝達の確認が行えるようにお願いします。

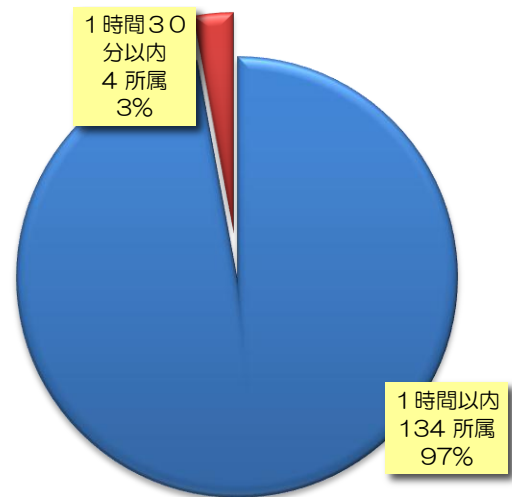


図 5 情報伝達確認時間 (第 2 報)

イ 情報伝達発信先数

(7) 第 1 報 (午前 11 時)

第 1 報の報告があった 196 所属のうち、64 所属 (33%) は情報伝達先がなく、71 所属 (36%) は情報伝達先が 10 か所未満で、61 所属 (31%) は 10 か所以上の情報伝達先があった。情報伝達先の総数は 2,155 か所で、最多の所属は 234 か所、平均 11.1 か所であった。情報伝達先に漏れがないかの再度の確認をお願いします。

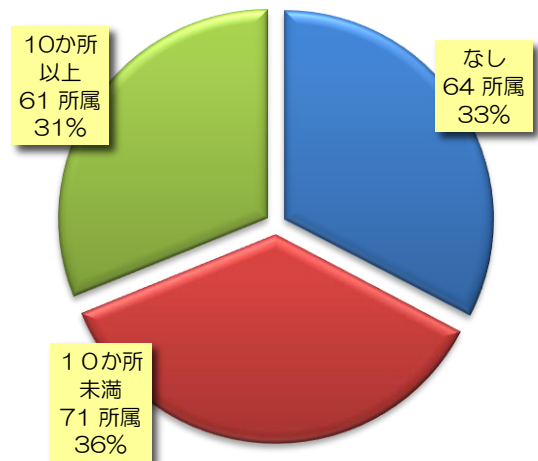


図 6 情報伝達発信先数 (第 1 報)

(4) 第 2 報 (午後 1 時 30 分)

第 2 報の報告があった 138 所属のうち、53 所属 (38%) は情報伝達先がなく、51 所属 (37%) は情報伝達先が 10 か所未満で、34 所属 (25%) は 10 か所以上の情報伝達先があった。

情報伝達先の総数は 1,579 か所と約 600 か所減少し、最多の所属は 234 か所、平均 11.8 か所であった。

情報伝達先に漏れがないかの再度の確認をお願いします。

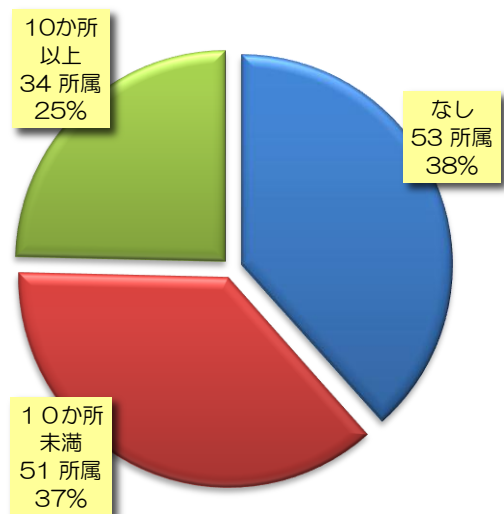


図 7 情報伝達発信先数 (第 2 報)

(2) 具体的行動訓練（1月23日実施）

192所属から報告があったが、「他にも参考となる具体的行動」について、県庁関係（表2）、市町村関係（表4）、医療機関関係（表6）、指定地方公共機関関係（表8）及び「改善・検討を要する具体的行動」について、県庁関係（表3）、市町村関係（表5）、医療機関関係（表7）をとりまとめ、当課のコメントを付した。

また、訓練で想定した県対策本部の決定事項に対する対応等について、各項目のポイントを記載した。

ア 県庁関係

(ア) 他にも参考となる具体的行動（順不同）（表2）

具体的行動	コメント
課内各班長に情報伝達時、罹患状況及び出勤状況の報告を求め、各班員に手洗いの励行・マスクの着用を指示。（会計局等）	罹患状況等の把握により、業務継続計画の遂行の参考としている。また、感染予防策の徹底を図っている。
課（局）内職員の健康状態の把握（出張及び年休の者を含む）（知事政策局等）	翌勤務日の時差出勤を行うために、在席していない職員についても連絡する必要がある。
会議室の閉鎖決定の意思決定、会議を主催する課への連絡調整（総務部等）	会議を主催する課においても、開催延長等を検討するが、施設管理者として感染対策の実施を伝える意義がある。
庁内放送等による啓発、注意喚起（総務部等）	施設利用者に対する効果的な周知方法である。
部内応援体制の検討。 継続業務の実施に必要なマスク及び消毒薬の配付。（県民生活部等）	主管課においては、各部内の応援体制について、検討する必要がある。また窓口受付業務継続に必要な資材の備蓄等が必要である。
ポスター、手洗い設備の案内図掲示。（県民生活部）	施設利用者に手洗いを呼びかけるため、必要な措置である。
臨時休館について、指定管理者、管内飲食店、業務委託会社、電話交換、清掃へ連絡（県民生活部）	テナント等関係業者に対して、迅速かつ漏れなく連絡することが重要である。
症状のある職員、来庁者に帰宅を促す。（防災局）	施設内での感染拡大防止に効果的である。
主催イベント等の把握、延期の検討。（環境部等）	特に、外出自粛要請をしている地域においては、多数の人を集めるイベントの延期等の検討が必要である。

具体的行動	コメント
感染性廃棄物の適正処理等の周知、指導。情報提供、業務の継続の要請。（環境部）	感染性廃棄物の適正処理については、継続して求められる事項である。
医療体制変更の連絡調整（健康福祉部）	県民に対する影響が大きいため迅速な連絡調整が重要になる。
市対策本部設置要請、・・・要援護者生活支援要請、火葬場の稼働状況の確認（健康福祉部）	市町村が主体となる対策について、状況を確認することも市町村支援として必要になる。
医療機関から感染防護具援助の要請対応準備（健康福祉部）	医療体制を整備・確保することは県の責務である。
受付前で、来庁舎に問診を実施した上で、入館させる。（産業労働部）	せき、発熱等の症状のある者の施設への入所を制限することは、施設における感染拡大防止に有効な感染対策である。
当課関係団体へ、時差出勤の実施並びに注意喚起の連絡。（農林水産部）	時差出勤を行うことで大きな影響の出る関係団体へは、事前に個別に連絡しておくことが必要な場合もある。
学生（寮生）の感染状況の把握（農林水産部）	集団生活を行う寮にあっては、感染拡大の場となりやすいので、特に感染対策の徹底が望まれる。
一般継続業務の実施に必要な飼料の配送状況を契約各社に確認（農林水産部）	契約事業者等の状況を把握し、業務の継続等を要請することは重要である。
要員確保の準備を行う。（企業庁）	水を安定供給するためには専門知識を有する要員が必要であり、その要員を確保することは重要である。
・関係部署へ要請通知、留意事項通知を送付（教育委員会）	特措法第 45 条に基づく施設の使用制限の要請対象となる学校等への周知は、重要事項であり、迅速な周知が望まれる。

(イ) 改善・検討を要する具体的行動（順不同）（表 3）

具体的行動	コメント
(具体的行動についての記載無し) (各所属共通)	課内への情報伝達、感染対策の周知等については、業務継続計画（BCP）の観点からも全ての所属で共通して必要である。

具体的行動	コメント
(記者発表のとりまとめに関する記載無し) (知事政策局)	各部局の相談窓口設置に係る記者発表のとりまとめについて配慮が必要である。(県行動計画 P16, P36)
り患状況の把握等について、各部局主管課へ報告依頼、とりまとめ(総務部)	複数の課が重複して、同様の報告を求めることを想定しており、調整が必要である。
(特定接種に関する記載無し)(総務部)	特定接種の実施方針等について、情報収集に努めるとともに、実施体制の確認等が必要である。 (県行動計画 P9, P38)
(各部局の情報を総覧できるサイト作成に関する記載無し) (地域振興部)	各部局の情報を総覧できるサイト作成について検討は必要である。 (県行動計画 P15)
(学校施設の使用制限の要請に対する記載無し) (県民生活部)	今回の訓練の想定においては、名古屋市及び隣接市町村内の大学を除く学校に対し施設の使用制限を要請しているため、適切な対応が望まれる。なお、大学については、感染対策の徹底が要請されている。
窓口業務の閉鎖、立ち入り等の中止を検討(環境部)	BCP に従い、縮小等を検討することになる。
帰国者・接触者相談センターの設置(健康福祉部)	県内感染期には帰国者・接触者相談センターは設置しない。
(感染対策の徹底を要請する施設に係る周知について記載無し)(健康福祉部)	興行場等感染対策の徹底を要請する施設に係る関係団体に対して、情報の周知が必要である。
森林公園及びゴルフ場へ情報伝達(農林水産部)	多数の者が使用する施設の管理者に対して、感染防止のための措置について検討を求めることも望まれる。
公益財団法人愛知県都市整備協会へ情報提供を行う。(建設部)	複数の課が重複して、情報提供することを想定しており、調整が必要である。
新型インフルエンザ対策マニュアルに沿って具体的行動を決定。(病院事業庁)	平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に合わせて、マニュアルの対象として、「新感染症」を含んではどうか。

イ 市町村関係

(7) 他にも参考となる具体的行動（順不同）（表 4）

具体的行動	コメント
<p><特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供について、事前に市民への情報提供内容やホームページ掲載内容を検討し作成しておく。 ・特別措置法第 45 条に基づく使用制限等の対象施設への連絡方法（どの部署がどの施設へどのように）決定しておく。（春日井市） 	<p>訓練により明らかとなった課題について、検討を進めていただくことが望まれる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市が主催する各種行事の自粛及び市民に対しての各種行事の自粛要請 ・市立小中学校及び公共施設の臨時閉鎖（長久手市等） 	<p>名古屋市及び近隣市町村にあつては、学校等の施設の使用制限の要請に対して、適切な対応が求められる。</p>
<p>②- 1 障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体（障がい福祉サービス事業所、地域生活支援事業所、障がい者団体）へのメール配信、電話連絡 <p>②- 2 介護保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体（地域包括支援センター、春日井市居宅介護支援事業者連絡会（居宅連、未加入事業者には直接））へのメール配信、電話連絡 <p>②- 3 高齢福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者基本台帳を基に、担当する民生委員への電話連絡 <p>③- 1 障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体へ、市内在住の独居障がい者に、手洗いやうがいの敢行、外出時のマスク着用、人混みを避けるなどの感染対策を要請 <p>③- 2 介護保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体へ、市内在住の独居要介護・支援者に手洗い、うがい、マスク着用、人混みを避けるなどの感染対策を要請 <p>③- 3 高齢福祉課</p>	<p>要援護者及び支援委託先等への情報伝達、対応依頼については、市町村の重要な役割となる。</p>

具体的行動	コメント
<ul style="list-style-type: none"> ・担当する民生委員へ、手洗いやうがいの敢行、外出時のマスク着用、人混みを避けるなどの感染対策を要請 (春日井市) 	
火葬能力等の把握：円滑な火葬実施への協力（犬山市）	市町村の役割として、求められる事項である。
<ul style="list-style-type: none"> ・機能維持のため要員確保する。 ・配水施設等監視業務の契約先であるアイテック(株)と連携を図る。 ・浄水施設における保管物資の確認 (岩倉市) 	水道の安定供給については、市町村の役割として、求められる事項である。
救急事案で通報時、高熱等のインフルエンザ症状が疑われる場合、救急隊員に感染防止衣や N95 マスク等を着用させ出動（岩倉市）	救急要請への対応に際しては、従事者の感染防止措置を適切に行うことが必要である。
相談窓口について、翌日の職員配置を決定（蟹江町）	相談窓口については、閉庁日においても対応が求められることもあり、休前日に対応者を決めておくことは重要である。
相談窓口において、症状を確認し、帰国者・接触者外来でなく、かかりつけ医等最寄の診療所に連絡の上、受診するように指導する。（幸田町）	医療機関を受診する際には、各医療機関の受診方法（時間や入り口等）に従う必要があるため、電話で事前に連絡することは重要である。

(イ) 改善・検討を要する具体的行動（順不同）（表 5）

具体的行動	コメント
行動計画に基づき各課の所管事項を行う。	行動計画に基づき各課の所管事項を行うために、具体的な手順等をマニュアル等に定めておくことが望まれる。
「発熱外来」の支援について、保健所との調整と協議	「発熱外来」は、「帰国者・接触者外来」に変更されている。
町内医療機関におけるインフルエンザ患者の受診状況を問い合わせる。	患者の発生状況の把握は重要だが、医療現場に過度の負担をかけない方法等について検討が必要と考えられる。

<p>施設の閉鎖・利用制限、行事の中止・延期等の決定。(名古屋市及びその隣接市町村以外)</p>	<p>本訓練における施設の使用制限等の要請の対象地域は「名古屋市と隣接市町村」としており、また、新型インフルエンザ等対策の目的の一つとして、「生活・経済の安定の確保」を挙げていることから、過度な制限とならないよう配慮が必要と考えられる。</p>
--	--

ウ 医療機関関係

(ア) 他にも参考となる具体的行動(順不同)(表 6)

具体的行動	コメント
<p>各部門の対応内容確認(感染者を院内に入れない為、マニュアルに基づいた対応を実施)(安城更生病院)</p>	<p>事前に整備したマニュアルにより迅速な対応が可能になる。</p>
<p>近隣医療機関、保健所との調整(一宮市立市民病院)</p>	<p>近隣医療機関との調整は、重要事項になるので、保健所との連携が望まれる。</p>
<p>帰国者・接触者外来設置について、保健所と調整後、稼動(担当医師 1 名、看護師 1 名、事務 1 名配置)(豊田厚生病院)</p>	<p>今回の訓練では、帰国者・接触者外来については、第 2 報で医療体制を変更しているので、帰国者・接触者外来廃止後の具体的行動について改めて想定されることが望まれる。</p>
<p>感染症病棟入院患者の退院、一般病棟転棟を決定、実施(がんセンター愛知病院)</p>	<p>県内感染期への移行により、感染症法に基づく感染症指定医療機関への入院勧告を中止するため、入院治療の継続が必要な患者のみを入院させることになる。</p>

(イ) 改善・検討を要する具体的行動(表 7)

具体的行動	コメント
<p>市災害対策本部等各方面からの情報を収集、報告</p>	<p>「市災害対策本部」ではなく、「市新型インフルエンザ等対策本部」である。</p>

エ 指定地方公共機関関係

(7) 他にも参考となる具体的行動（順不同）（表 8）

具体的行動	コメント
<p><特記事項> 現在、具体的行動案として、会員への情報伝達方法を検討中である。（医療法人協会）</p>	<p>メーリングリストについては、マイクロソフト等を使用し、コンマ区切りで名簿順にアドレスを入力しておき、使用する際には「コピー」、「貼り付け」の操作によりメールの宛先の設定が迅速に行えるので、検討してほしい。</p>
<p>備蓄品の確認及び配布（犬山ガス株式会社等）</p>	<p>事業所内における感染対策に必要な薬剤、資材については備蓄しておくことは重要事項になると考えられる。</p>
<p>時差出勤（出勤時にはマスク着用指示） （津島瓦斯株式会社）</p>	<p>訓練の実施により、社内での意識も向上したものである。</p>
<p>厚生班による周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎知識、マスク着用・手洗い・うがい励行、咳エチケット ・健康相談窓口とその活用方法、 ・発熱時の対処方法 ・感染時のとるべき措置（接触した場合を含む） ・会議、集会等への出席制限、 ・出張、旅行等に関すること <p>厚生班による諸対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り患状況の把握と周知、 ・隔離、医療措置への協力 ・研修、イベント等の延長または中止指示 ・医療用マスクの配布と通勤時の着用の義務化 ・国及び地方公共団体の指示に基づく予防措置の実施 ・帰国社員、家族への必要な措置等（中部ガス株式会社） 	<p>業務継続のために、職員の健康状態の把握、感染対策を周知することは重要である。</p>

オ 想定した県対策本部の決定事項に対する対応等について（参考）

県対策本部の決定事項 (想定)	対応等
<p>県内感染期（県行動計画による）へ移行し、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大から被害軽減に切り替えること。</p>	<p>県内感染期への移行は、県対策本部で決定する。県内発生早期から移行までの期間は 1～2 週間程度になると想定される。</p> <p>県行動計画に示す県内感染期の各種対策についても、各所属で再度、検討をお願いする。</p>
<p>情報の収集に努め、県民に対し適切かつ迅速に情報提供を行うこと。</p>	<p>県対策本部の決定事項について、各所属への周知を徹底する。特に、受診の方法や患者となった場合の対応等、県内感染期への移行により変更になった事項について、県民からの相談に対し、適切に対応できるよう相談体制を強化する必要がある。</p> <p>また、迅速な情報提供のために庁内掲示板、ウェブページ等各種媒体の活用を検討をお願いする。</p>
<p>帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターを中止し、原則として、全ての一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う体制とすること。</p>	<p>県内感染期に移行した場合の対応であるので、保健所、医療機関にあっては、確実に実施できるように体制整備をお願いする。</p> <p>県内発生早期までに、感染症指定医療機関等において得られた新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供を受け、県内感染期への移行と同時に、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことになる。</p> <p>従って、受入れに際しての、感染予防設備等の対策は、平常時から準備する必要がある。</p> <p>「重症者は入院、軽症者は在宅療養」になるので、医療機関は、患者の入院に備え、病床利用率や診療継続計画に基づき入院可能病床数（定員超過入院等を含む。）を試算しておく必要がある。</p> <p>また、県内感染期には、医療従事者が不足する場合は想定されるため、医療機関内の協力体制、地区医師会内の協力体制、病診（病院と診療所）連携・病病（病院と病院）連携の構築等の検討をお願いする。</p>
<p>県民、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット</p>	<p>県行動計画では、県内でのまん延防止対策について、業界団体等の協力を得て、又は直接、県民、事業者等</p>

県対策本部の決定事項 (想定)	対応等
ト、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨すること。	に対して依頼することとなるので、各所属で再度、確認をお願いする。
<p>患者が多い名古屋市及び隣接市町村を対象区域とし、14 日間、次のとおり感染を防止するための協力を要請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛 ・学校、保育所等施設の使用制限 	<p>今回の要請は、特措法第 45 条第 1 項に基づく外出自粛の要請及び第 2 項に基づく施設の使用制限の要請であり、法施行令第 11 条で定める施設のうち、感染リスクが非常に高い①学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、高等専修学校、②保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設を対象としているので、各所属にあっては、要請先について、具体的に再度、確認をお願いする。</p>
劇場、映画館等に対し、感染対策の徹底について協力を要請すること。	<p>今回の要請は、特措法第 45 条第 2 項に基づく感染防止のために必要な措置である。対象施設は法施行令第 11 条に、必要な措置は法施行令第 12 条に定められている。この要請は、人と人との接触をできる限り抑制する観点から、日常の社会生活を維持する上で必要な施設を除き、幅広く対象とすることから次の施設を対象としているので、要請先等について、具体的に再度、確認をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大学、専修学校その他これらに類する学校教育施設 ②劇場、観覧場、映画館又は演劇場 ③集会場又は公会堂、④展示場 ⑤百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ⑥ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ⑦体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、⑧博物館、美術館又は図書館 ⑨キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設 ⑩理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 ⑪自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

県対策本部の決定事項 (想定)	対応等
生活関連物資等の価格の高騰や買占め、売惜しみが生じないよう、調査・監視・要請等の必要な措置を講じること。	県行動計画では、県民生活部、農林水産部、産業労働部、関係部局で行うこととされているので、具体的に再度、検討をお願いする。

(3) 意思決定訓練 (1月23日実施)

ア 意思決定の必要な具体的行動数

192所属から意思決定訓練の報告があったが、意思決定の必要な具体的行動の数が5未満の所属は97所属、10未満の所属は78所属、10以上の所属は17所属であった。

意思決定の必要な具体的行動がない所属は2所属で、意思決定の必要な具体的行動数の最多は47であった。意思決定が必要な具体的行動が多くなると、実際に行動に移すまでに時間を要し、危機管理上、問題となる場合がある。意思決定者を記載したマニュアル等を作成し、意思決定までの時間短縮が行えるようにお願いします。

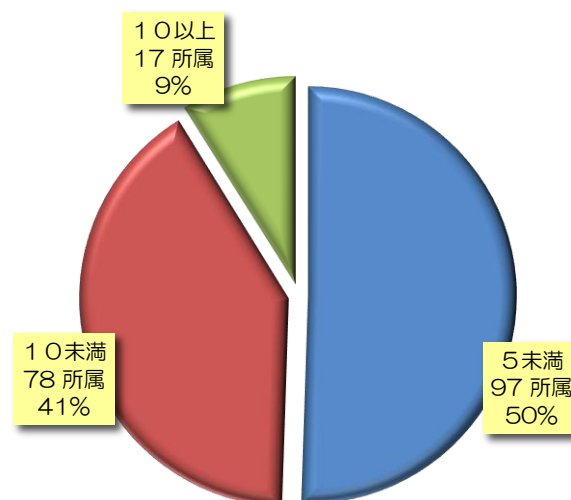


図8 意思決定の必要な具体的行動数

イ 意思決定者の所在確認時刻

意思決定の必要な具体的行動について、意思決定者の所在を確認する訓練を行い、最も時間を要した確認時間の集計を行った。

最も時間を要した確認時間が、3時間以内の所属は88所属(46%)、6時間以内の所属は86所属(45%)、6時間超の所属は14所属(7%)、未記入の所属が4所属(2%)であった。

また、6時間超の所属14所属のうち、所在確認が翌日になった所属が1所属あった。意思決定が遅れると、迅速な危機管理が実施できなくなるので、必要に応じて緊急時に備えた体制作りを各所属で検討するようにお願いします。

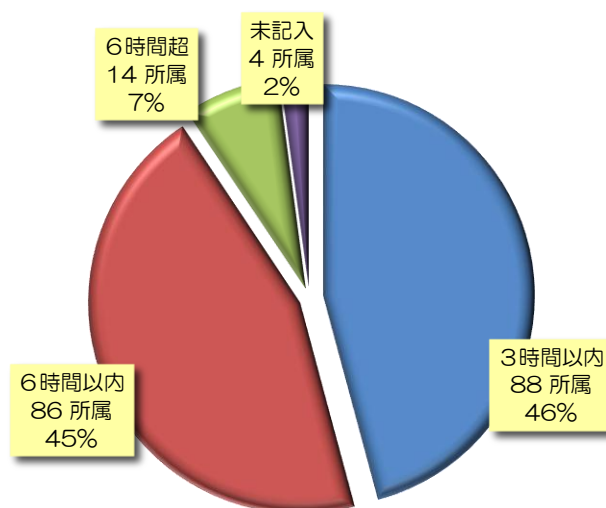


図9 意思決定者の所在確認時間

(4) 個人防護具 (PPE) 着脱訓練 (1 月 23 日実施)

ア 着衣に要した時間 (所属数) (表 9)

	愛知県	指定地方 公共機関	感染症指定 医療機関	参加を 希望する 医療機関	合計
10 分間未満	1	1	1	0	3
10 分間以上	12	5	2	2	21

標準着脱マニュアルでは、着衣の標準時間を 10 分から 15 分程度としたので、10 分間を目安に集計を行った。

実際にマニュアルを読み上げ、ひとつひとつの工程をチェックして着衣するには、最低でも 10 分間は必要と思われ、時間がかかっても、確実な着衣が必要となる。今回は、10 分間以上の時間をかけた 21 所属 (87.5%) については、確実な着衣が行えたものと考えているが、10 分間未満の 3 所属については、今後、確実な着衣が行えるように、実際に即した訓練をお願いする。

イ 着衣訓練体制

訓練を実施した 24 所属すべて標準着脱マニュアルどおり、着衣者と確認者の 2 人体制で実施していた。

前述のように、エボラ出血熱対応で確実な着衣が求められ、今回から、確認者を設け 2 人体制で着衣を行うこととなったが、すべての所属において、この体制で訓練が実施できた。引き続き、この体制を定着させ、確実な着衣ができるようお願いする。

ウ 着衣訓練における主な不備事項 (順不同)

着衣訓練時における主な不備事項をとりまとめたので参考にしてほしい。

マニュアル化が困難な内容もあるので、確認者が留意し、積極的に声かけをお願いする。

- ・手袋が破損した。
- ・シューズカバーのサイズが小さかった。
- ・髪の毛がはみ出していた。
- ・防護服のすそを手袋でおおい忘れていた。
- ・シューズカバーを、防護服のすそをおおうように履けなかった。
- ・慌ててシューズカバーを破ってしまった。
- ・つなぎや手袋のサイズが少々合わず、皮膚が露出してしまった。
- ・ファスナーが露出しないようにファスナーカバーから保護紙を外し、貼り付ける。の項目を読み上げ忘れ、実施しなかった。
- ・あごカバーの両面テープを先にはがしてしまい、上手くかぶれなかった。

- ・ N95 マスクのゴムが切れた。
- ・マジックテープの場所などが分からなかった。
- ・髪留めによってゴーグルが上手に装着できなかった。

エ 脱衣に要した時間（所属数）（表 10）

	愛知県	指定地方 公共機関	感染症指定 医療機関	参加を 希望する 医療機関	合計
20 分間未満	6	4	1	1	12
20 分間以上	7	2	2	1	12

標準着脱マニュアルでは、脱衣の標準時間を 20 分から 25 分程度としたので、20 分間を目安に集計を行った。

着衣と異なり、個人防護具表面等に汚染が存在するので、脱衣の際に二次汚染し、その結果、脱衣者自らが感染してしまうことが危惧される。

二次汚染を避けるために、着衣にない工程が加わる分、時間を要することになるが、標準時間である 20 分間未満の所属は、12 所属（50.0%）となった。

これらの所属においては、実際の汚染を十分に想定し、適切な訓練を行うようお願いします。

オ 脱衣訓練体制

訓練を実施した 24 所属すべて標準着脱マニュアルどおり、脱衣者、確認者及び消毒者の 3 人体制で実施していた。

前述のように、エボラ出血熱対応で確実な脱衣が求められ、今回から、確認者及び消毒者を設け 3 人体制で脱衣を行うこととなったが、すべての所属において、この体制で訓練が実施できた。引き続き、この体制を定着させ、確実な脱衣ができるようお願いします。

カ 脱衣訓練における主な不備事項（順不同）

脱衣訓練時における主な不備事項をとりまとめたので参考にしてほしい。

マニュアル化が困難な内容もあるので、確認者がこれらの不備事項を参考に、積極的に声かけをお願いします。

- ・防護具のテープをはがす際に防護具を破損した。
- ・眼鏡も一緒に外れて落下した。

- ・ 随時行うべきアルコール消毒を忘れがちであった。
- ・ 汚染された表部分に触れていたが、手指消毒を実施し忘れた。
- ・ 汚染された個人防護具が適正に処理されなかった。
- ・ アウター手袋の汚染された表部分に触れていた。
- ・ ゴーグルで、汚染された可能性の高い前面に触れていた。
- ・ 目を閉じ、ゴーグルの両端部分をつかみ、顔面から上方に持ち上げて外すことができなかった。
- ・ 着衣者が脱衣の際に汚染部を触れてしまった。
- ・ 足が抜けなかった。（靴が引っ掛かった。）
- ・ あごカバーを外す際、防護具表面に触れることが多かった。
- ・ マスクを外す際、顔に触れてしまった。
- ・ シューズカバーが裏返しにならなかった。
- ・ 防護服のフードを外す際、手袋が顔に触れない様にするには外側を持つ事になり、手袋が不潔になってしまった。フードを持つ場所が不適切であった。
- ・ ファスナーカバー、あごのカバーがうまく着脱できなかった。

キ 特記事項（順不同）

不備事項ではないが、参考となる意見を中心にとりまとめたので、参考にしてほしい。今後、標準着脱マニュアル等、改善できる事項については順次、改善を行っていく予定である。

- ・ 個人防護具備蓄量の確認、使用期限の確認が必要
- ・ インフルエンザは飛沫感染であるので、フェイスガード一体型のマスクと手袋で十分ではないかとの意見もあった。
- ・ ゴーグルを着用すると視界がかなり悪くなる。装着者は汗だく。装着して長い時間対応するのは困難な模様。
- ・ シューズカバーの脱着用にはイスを2つ（またはカバーをして汚染防止する）用意した方がよい。
- ・ 手袋はイン・アウトで色を変える方がよい。
- ・ 手袋を防護具にテープで留める際には折り返しをつけるとよい。（脱衣時に便利）
- ・ 首もとがみえにくく、両面テープが貼りにくい。
- ・ チェックリストに、事前準備の項目として、時計を外す、装着前に各装着物品を袋から出して不足、破損等がないか確認する（手袋のアウターとイン

ナーの区別が難しい) などが必要であった。

- ・ゴーグルがやや古くなっており密着性に疑問が残った。
- ・慎重に実施するため時間がかかった。
- ・眼鏡をかけており N95 マスクの装着に手間取った。
- ・眼鏡をかけておりゴーグル装着に手間取った。
- ・つなぎ式の防護具を着用するのに時間がかかった。
- ・防護服の下の着衣も看護師服ではなくてTシャツなど動きやすい着衣が良いと思った。
- ・メガネの上からゴーグルをはめるとずれそうであった。
- ・防護服の生地が薄いため、足を通すときに破れるおそれがある。
- ・防護服の前面シールが剥がしにくく手間取った。
- ・手順に「脱衣者・確認者・消毒者の3者が適当な位置につく」とあるが、意識していないと近づきすぎてしまうため相互に声かけが必要であった。
- ・脱衣方法に示された中で2番の手順どおり脱いだ右手のアウトター手袋を左手でつかみつつ、左手のアウトター手袋を脱ぐことは難しかった。右手のアウトター手袋は脱いだら廃棄物容器に捨てた後、左手は何もつかまない状態の方が脱ぎやすかった。
- ・2種類とも手袋の袖口がゆるくつなぎ服にフィットしていなかったため、1枚目の手袋を外すときに2枚目の手袋も外れそうになった。
- ・カバーオールを脱ぐ際に髪の毛が汗でくっつき汚染しそうになった。
- ・あごカバーがうつむくと顔に触れそうになった。
- ・シューズカバーの紐をほどいた後、床にたれてしまうが、いいのか悩んだ。
- ・消毒クロスでは吹き切れていないように感じた。
- ・脱衣を1人で行うと感染しやすいので補助者がいると良いと思った。
- ・脱着衣した場所に全身が映る鏡があればチェックしやすかった。
- ・首元の防護服を拭く際に手元が見えないので補助者が必要。
- ・マスクを外す際に眼鏡があると介助を要する。

(5) 時差出勤訓練（県庁のみ）（1 月 26 日実施）

ア 時差出勤の状況（部局別人数）

業務に支障のない範囲で訓練を行うこと、及び初めての訓練であったにもかかわらず、各部局の協力もあり、概ね良好な結果を得たが、所属によっては、全く協力の得られない所属もあった。各所属における時差出勤は、所属の業務継続につながるとともに、勤務時間変更の事務手続きの訓練としても有意義であるため、今後は、訓練の参加をお願いする。また、各所属においては、業務に支障のないグループ分けの検討を平常時からお願いする。

一方、名古屋市交通局の協力を得て、地下鉄名城線「市役所駅」における乗降客数についての検証を行った。なお、平常時のデータとしては、訓練日である 1 月 26 日（月）の 1 週間前の 1 月 19 日（月）のデータと比較した。

図 10 は地下鉄市役所駅南口における乗降客数の比較であるが、平常時のピークである 8:00～8:30 の南口改札の乗降客数は 2,960 人、訓練時のそれは 2,362 人（79.8%）で、約 20%減少させることができた。

また、8:30～9:00 は平常時 2,379 人、訓練時 2,018 人（84.8%）となり、約 15%減少させることができた。

南口改札は、国の機関、名古屋市、民間の会社等も利用しているため、今後、これらの機関等にも訓練の参加をよびかけることにより、平均の 1,300 人程度までピーク時の混雑を緩和できれば、さらに効果的になると思われる。

参考までに、県庁職員の影響の少ない北口における乗降客数の比較を図 11 に示した。平常時のピークである 8:00～8:30 の北口改札の降車数は 2,966 人、訓練時のそれは 2,884 人（97.2%）で、3%程度の減少で訓練の影響はほとんどなかった。

また、表 11 から、A 班として勤務時間を変更した人数は 930 人であったが、南口改札の乗降客数の増加は、442 人となり、差引き 488 人の影響がなかった。これは、地下鉄以外の交通機関を利用した人の影響、又は平常時からこの時間帯に出勤している人が多いためにこのような結果になったものと考えられる。

時差出勤の目的はピーク時の混雑を緩和し、感染リスクを下げることにあるので、平常時からこのような取組みを行ってもらうことは有意義である。

表11 部局別班分け状況（人）

部 局	A 班 (7:45～16:30 勤務)	B 班 (8:45～17:30 勤務)	C 班 (9:45～18:30 勤務)
知事政策局	26 (34.7%)	29 (38.7%)	20 (26.6%)
総 務 部	81 (23.3%)	188 (54.2%)	78 (22.5%)
地域振興部	49 (28.0%)	76 (43.4%)	50 (28.6%)
県民生活部	56 (26.9%)	101 (48.6%)	51 (24.5%)
防 災 局	26 (29.9%)	35 (40.2%)	26 (29.9%)
環 境 部	61 (31.6%)	71 (36.8%)	61 (31.6%)
健康福祉部	111 (30.6%)	145 (39.9%)	107 (29.5%)
産業労働部	81 (33.7%)	88 (36.7%)	71 (29.6%)
農林水産部	97 (28.4%)	149 (43.7%)	95 (27.9%)
建 設 部	155 (29.6%)	217 (41.4%)	152 (29.0%)
会 計 局	34 (35.0%)	28 (28.9%)	35 (36.1%)
企 業 庁	45 (31.5%)	59 (41.2%)	39 (27.3%)
病院事業庁	7 (29.2%)	11 (45.8%)	6 (25.0%)
議会事務局	17 (30.4%)	23 (41.0%)	16 (28.6%)
教育委員会	84 (32.2%)	94 (36.0%)	83 (31.8%)
計	930 (29.7%)	1,314 (41.9%)	890 (28.4%)

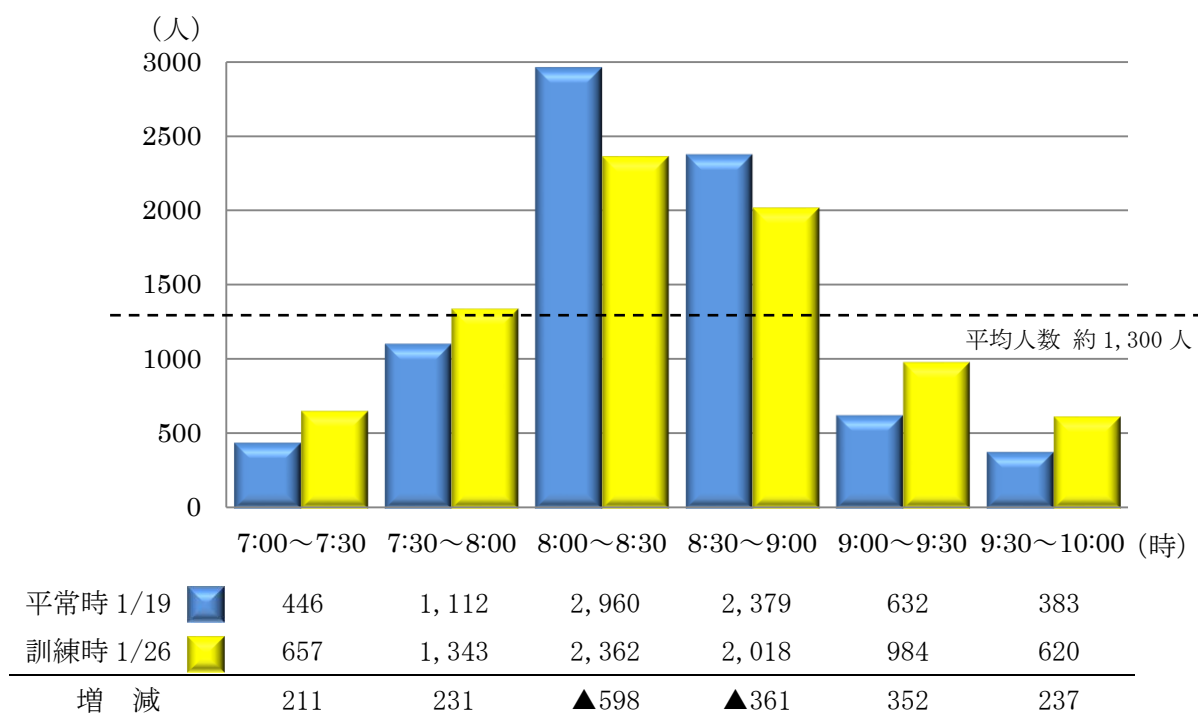


図 10 地下鉄市役所駅南口における乗降客数の比較

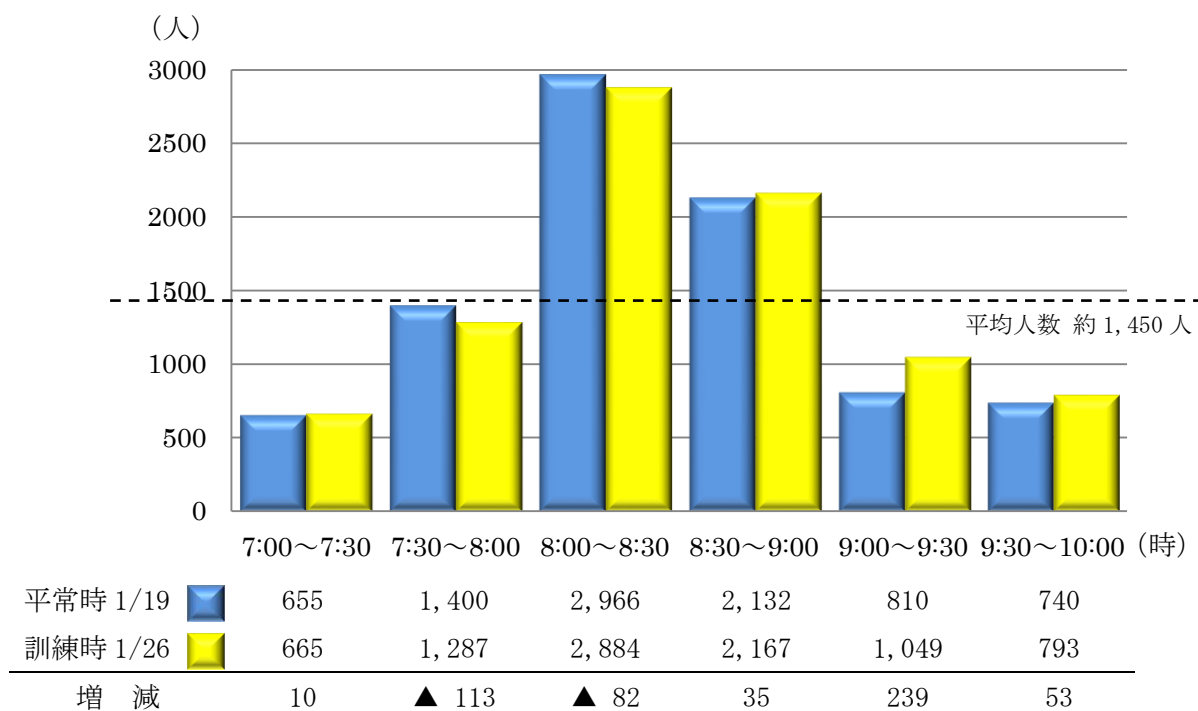


図 11 地下鉄市役所駅北口における乗降客数の比較

イ 時差出勤時に感染予防として行った行動

マスク着用、人ごみを避ける、手洗いの励行の3行動は80%以上の所属で実行されており、良好な結果を得た。それらの3行動以外の感染予防行動をとった所属もあり、参考として列記したので、来年度以降の訓練の参考としてほしい。

表12 部局別感染予防行動状況（所属数）

部 局	所属数	マスク着用	人ごみを避ける	手洗いの励行	その他※
知事政策局	4	4	2	4	2
総務部	9	8	7	3	—
地域振興部	6	6	5	5	—
県民生活部	8	8	7	6	1
防災局	3	3	2	2	—
環境部	6	6	6	6	—
健康福祉部	11	9	7	8	2
産業労働部	9	8	7	8	1
農林水産部	12	12	10	12	—
建設部	18	17	16	14	1
会計局	3	3	2	3	—
企業庁	7	7	7	7	—
病院事業庁	2	2	2	2	—
議会事務局	4	4	4	4	3
教育委員会	10	10	9	8	3
計	112	107 (95.5%)	93 (83.0%)	92 (82.1%)	13 (11.6%)

※その他の行動

- ・久屋大通駅で降車して歩いた。
- ・登庁時に手洗いうがいを行った。
- ・手袋（防寒用）を着用し、吊革等に素手で触らないようにした。
- ・健康状態の確認をした。
- ・咳き込んでいる人に近づかないようにした。
- ・地下鉄利用を避け、徒歩で出勤した。
- ・車内で人と向かい合わせに立たないようにした。

ウ 感染予防効果（主な意見）

(ア) 効果ありの意見（順不同）

- ・出勤する人が分散され、一定のインフルエンザ予防効果があると感じた。
- ・職員がマスクや、手洗い・うがい等によるインフルエンザ予防を再認識するきっかけとなった。
- ・いつもよりマスクを着用する人が多く、予防啓発効果があったと思われる。
- ・9時45分に出勤する場合及び16時30に退庁する場合は、市役所駅に限らず電車内等でも人は少なく、ある程度の感染予防の効果はあると感じた。
- ・9:45 出勤では、地下鉄（名城線）で着席可能なほど（普段は座れない）人が少なかったため、感染予防効果もあったと思われる。
- ・7:45 出勤の J R 中央線では、通常出勤と同程度の混み具合であったが、名城線は余裕があった。
- ・職場においても、班ごとの逐次出勤、退庁が行われたことにより、一斉の場合に比べ、感染リスクの軽減効果はあったかと思われる。
- ・普段であれば咳込む人が隣にいても動けず、避けようがないが、電車内の混雑が緩和されたため回避が可能であった。
- ・C班は効果的であった。
- ・市役所駅の数駅前（例えば、栄駅、久屋大通駅）で降車し、そこから歩けば、人との接触を更に減らすことができると思われる。（全員ではなく可能な範囲で実施する。通常より遅く出勤するC班は実行しやすい。）
- ・A班、B班の時間帯は、駅、電車の利用者が少なく、インフルエンザの予防効果があると感じた。
- ・マスメディアにて報道された上で実践されており、啓発効果があったと感じた。
- ・時差出勤により、本人の予防意識が高まった。
- ・交通機関はもとより庁舎内エレベーターなども混雑しておらず、効果はあったと思う。
- ・マスクを着用する人は通常とあまり変化がないと思われるが、日頃から感染予防の啓発効果により、感染予防を心がけている職員が定着していると感じた。
- ・時差出勤による通勤混雑はある程度解消されている印象があった。時差を1時間とするのかさらに幅をもたせるのか効果を比較する必要があると思われる。
- ・勤務時間の特例に関わる手続きを訓練として事前に行うことができたのが

良かった。非常時に迅速に対応することができるようになったと思う。

- ・自転車通勤者にとっても周囲の通勤者が少なく、ウイルスに接触機会が減少すると感じた。
- ・県職員のみの時差出勤による感染拡大防止の効果は不明であるが、感染防止の意識醸成には良かったと思う。
- ・A班（7:45～16:30）について、暖房がついていないため、風邪を引いた人がいた。時差出勤して通勤時の感染予防効果はでると思うが、早く登庁して風邪を引いては意味がない。環境整備も大切である。

(イ) 効果なしの意見（順不同）

- ・通勤ラッシュの時間帯(午前7時台から午前9時台)を避けるためには、時差出勤の時間差をもう少し大きく(2時間差程度)設定したほうがより効果的なのではないか。
- ・A班については、学生の乗車が多い路線はあまり効果を実感できなかった。
- ・県職員のマスクの着用も思ったより徹底されていなかったようだった。
- ・名古屋市役所と合同の訓練で行えたら、時差出勤の効果がよりわかりやすく出たのではないかと思う。
- ・時差出勤だけでなく、車内放送等でマスクの着用を呼びかけるなどの対策も必要。
- ・混雑を避けるためには、早出、遅出の2班ぐらいの体制でないと、効果はでないかもしれない。
- ・庁舎南口しか開いておらず、エレベーターも南側しか稼働していなかったため、南口に登庁者が集中し、感染の機会が増すと思う。
- ・県職員通勤の混雑度は下がるが、前後の時間帯の混雑度が上がっている。どの程度混雑すると感染リスクが上昇するのか、科学的知見により効果を判断する必要がある。
- ・空いているのは市役所駅周辺だけなので、民間も含め全県的にやらないと効果が無いのではないか。
- ・時差出勤に合わせ、暖房、エレベーターの運転、玄関の開放など庁舎管理も柔軟に対応すべき。
- ・8時45分過ぎの電話が多く、訓練実施を建設事務所や市町村にもっと周知すべきであった。
- ・通勤時間帯から外れるため、電車の本数が少なく、電車の乗り換えが必要になり不便であった。

・出勤時間の分散化により公共交通機関の乗車率が減れば、他の人と直接接触する割合は減ると思われるが、「市役所駅」付近の交通機関では、効果が得るほどの低乗車率にするのは難しいのではないかと。

7 来年度の訓練に向けて

今回は、総合訓練として、(1)情報伝達訓練、(2)具体的行動訓練、(3)意思決定訓練、(4)個人防護具（PPE）着脱訓練、(5)時差出勤訓練の5つの内容からなる訓練を行った。4月から準備をはじめ、幹事課担当者会議を開催する等、周知を図ってきたが、必ずしも十分な報告が得られなかった。

各訓練の内容を、各所属に十分に理解してもらえなかったことが原因であると思われるが、今年度の反省も踏まえ、来年度も同様な訓練を実施する予定である。

表 13 を参考に御協力をお願いします。

表 13 平成 26 年度訓練の反省を踏まえての事項

(1) 情報伝達訓練
<p>今回の訓練では、電子メールによる情報伝達を行ったが、あえて、圧縮ファイルを用い、電子メール送付のみという手段をとった。様々な所属から御意見をいただき、今後、改善を図っていきたいと考えている。</p> <p>災害時とは異なり、情報伝達インフラが使用できる点で、より正確で確実な方法を、今後、模索する必要があると思われるが、時代とともに、便利な情報伝達ツールも開発されることも想定され、時代に合った情報伝達方法を柔軟な姿勢で取り入れていくこととしたい。</p> <p>○情報伝達ファイルは、大容量、圧縮ファイルを使用せず、庁内掲示板を活用する等の代替方法によって伝達すること。</p> <p>○情報伝達は、庁内放送を行い周知すること。</p> <p>○情報伝達訓練は、すべての所属が参加し、すべての情報伝達に対して報告が得られるようにすること。</p> <p>○情報伝達先に漏れがないことを確認すること。</p> <p>○情報伝達先の実情により、情報伝達手段の検討を行うこと。</p>
(2) 具体的行動訓練
<p>今回の訓練では、国からの緊急情報や、それを受けた県対策本部の情報をも</p>

とに、各所属において具体的行動を想定してもらったわけであるが、今回想定したことについて、体系立て、肉付けしたものが、マニュアルになるものと思われる、今回の訓練結果をもとに、各所属において具体的・実地的なマニュアルの作成をお願いする。

その際に、今回示した各所属における「他にも参考となる具体的行動」及び「改善・検討を要する具体的行動」を参考にしてほしい。

○今回示した各所属における「他にも参考となる具体的行動」及び「改善・検討を要する具体的行動」事例を参考に、各所属で具体的行動の検討を十分に行うこと。

○具体的行動の検討を十分に行った後に、それらをマニュアル化すること。

○具体的行動に漏れがないことを確認すること。

(3) 意思決定訓練

今回の訓練では、具体的行動の想定のみならず、具体的行動のうちその行動を実施するために、意思決定の過程が必要なものをピックアップしてもらい、どういう具体的行動がどこまでの意思決定が必要かの確認をお願いした。

緊急時、迅速に具体的行動を行うためには、予めこのようなことを確認しておく必要があり、それらを前述のマニュアルに盛り込んでおく必要がある。各所属でマニュアルを作成する際には、留意していただきたい。

さらに、今回の訓練では、意思決定者の訓練時の所在を確認する訓練を実施したわけであるが、平常時から、意思決定者の所在確認方法を確立するとともに、休日等における緊急連絡網の整備をお願いする。

○上記マニュアルには、具体的に意思決定者を記載し、緊急時に迅速に対応できるようにすること。

○常時、意思決定者の所在確認方法を確立するとともに、休日等における緊急連絡網の整備をすること。

(4) 個人防護具（PPE）着脱訓練

今回の訓練では、エボラ出血熱対策で浮かび上がった着脱に伴う汚染を考慮した、安全で確実な体制を確保するために、着衣は2人体制、脱衣は3人体制とした。訓練を実施した24所属全てにおいて実施できたが、今後も、この体制を定着させ、より安全性の高い確実な着脱方法と呼びかけていきたいと考えている。さらに、今回は、着脱者自らが、マニュアルを読みながらの着脱ではな

く、第三者がマニュアルを読み上げて、注意を喚起しながら、着脱してもらう手法を採用したので、より実際的かつ実用的になったものと考えている。

第三者によるチェックとその記録による検証といったことを義務付け、万が一汚染があった場合にも、より迅速に対応できるように改善できたものと考えている。

今後、訓練を重ね、さらにマニュアルを精査していきたいと考えている。

○情報伝達に基づき、適切に着脱訓練を行うこと。

○着衣は2人体制、脱衣は3人体制とする体制を定着させること。

○第三者によるチェックとその記録による検証を徹底できるようにすること。

(5) 時差出勤訓練

今回の訓練は、新型インフルエンザ等対策では、全国で初めて実施したものである。

時差出勤は、政府及び県の行動計画にも記載があり、その有用性は認められているが、時差出勤の科学的な実験データは少なく、実際の効果について検証を行うには、さらにデータを集積する必要があると思われる。

今回は、マスコミにも取り上げられ、広く県民に対して、「時差出勤の勧奨」を啓発することについては、意義のある訓練が実施できたものと考えている。

時差出勤を新型インフルエンザ等対策に結び付けるには、今回のように県庁だけの一部の集団のみで実施しても十分な効果を期待することはできず、社会全体として取り組んでいく必要がある。

今後、民間企業等の訓練参加も念頭に、社会全体で取り組むべき課題として、検討を加えていきたいと考えている。

併せて、年休取得等、出勤を伴わない予防対策も啓発していきたいと考えている。

○訓練対象を、全所属に拡大し、県民に「時差出勤の勧奨」をアピールすること。

○民間企業等にも訓練の参加を呼びかけ、社会全体で取り組む姿勢の啓発を行うこと。

8 おわりに

特措法の規定に基づく総合訓練として、5 つの訓練を実施したわけであるが、今回の訓練を足掛りにして、さらに習熟させていきたいと考えている。この報告書の内容を各所属で十分検討した上で、来年度の訓練に臨んでもらうようお願いする。

鳥インフルエンザ H7N9 は、中国等において、継続的に患者が発生しており、最も「新型インフルエンザ」となる可能性の高い疾病となっている。それに備え、今回の訓練で実施した内容については、確実に対応できるように早急に準備を進めてほしい。

そして、万が一、国内に侵入した場合には、新型インフルエンザの感染拡大を止めることは非常に困難であるが、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、また、そのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するためのまん延防止対策を講じることが重要となってくる。

特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学的観点から実施するまん延防止対策は特に重要な施策となる。

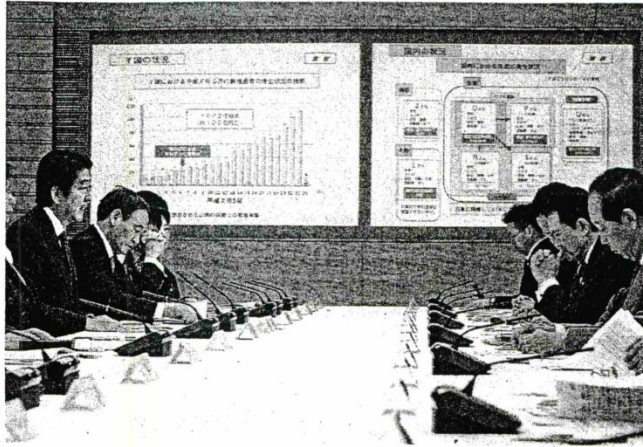
具体的には、不要不急の外出自粛要請や、学校、社会福祉施設等の施設の管理者、当該施設を利用する開催者に対し、まん延防止のために必要な協力を要請し、又は指示するといったことにより、新型インフルエンザ等のまん延防止を図るとともに、県民生活及び県民経済の混乱を回避することである。

今回実施した時差出勤訓練をはじめ、まん延防止対策については、今後も、訓練を通して一般県民に対しても啓発していくこととする。

取材状況（参考）

テレビ	CBC イッポウ、CBC ニュース、東海テレビ Super NEWS、テレビ愛知ニュース
新聞	日本経済新聞、東愛知新聞
インターネット	名古屋テレビ【メ～テレ】

平成27年1月23日（金）日本経済新聞（夕刊）



首相官邸で行われた新型インフルエンザ発生を想定した訓練（23日午前）

**新型インフル
政府が対策訓練
緊急事態を想定**

政府は23日、国内で新型インフルエンザの複数の感染者が見つかる事態を想定した対策訓練を実施した。安倍晋三首相を本部長とする政府対策本部が首相官邸で会合を開き緊急事態を宣言、都道府県へ情報を伝達すると

政府は23日、国内で新型インフルエンザの複数の感染者が見つかる事態を想定した対策訓練を実施した。安倍晋三首相を本部長とする政府対策本部が首相官邸で会合を開き緊急事態を宣言、都道府県へ情報を伝達すると
いう一連の手順を確認するのが目的。2013年の新型インフルエンザ対策特別措置法の施行後、政府の大規模訓練は昨年（H26）に続き2回目となる。今回は、中国で鳥から人への感染が相次ぐ鳥インフルエンザウイルス（H7N9型）が、新たに人から人に感染しやすくなる性質を獲得、新型インフルエンザが発生したと判断された後、国内でも渡航歴のない患者が出始めたを想定した。23日午前の訓練では、有識者委員会の尾身茂委員長が「判明している国内患者は氷山の一角だ」との見解を示した。これ

を受けて安倍首相が緊急事態を宣言し「対策に全力を尽くす。国民は落ち着いて対応してほしい」

と呼びかけた。緊急事態宣言により、国内での感染拡大防止のため、対象地域の知事が外出自粛や学校などの使用制限を要請できるようにする。

平成27年1月26日（月）日本経済新聞（夕刊）

時差出勤で感染拡大防げ！

愛知県は26日、新型インフルエンザの発生を想定した総合訓練の一環として、職員向けに「時差出勤訓練」を全国で初めて実施した。通勤ラッシュの時間帯を避けることで、感染リスクを一定程度抑える狙いだ。

訓練は愛知県で新型インフルエンザが発生し、県内全域に「緊急事態宣言」が出されたと想定。出勤時刻を午前7時45分、8時45分、9時45分の3つに設定した。県職員は

新型インフルで訓練 県職員

業務に支障のない範囲で、割り当てられた時間に出勤する仕組みだ。

この日、午前7時40分すぎ、職員は通常出勤時間より1時間ほど早く、名古屋市営地下鉄市役所駅の改札から県庁に向かった。出勤時は人混みを避けて歩く、マスクを着用するなど、感染予防を心がけてもらったという。

訓練に参加した県職員からは「流行を防ぐ手段としては有効」「業務に支障が出な

いよう、シフトなどを考えなければ」などの声が上がった。

これまで県は新型インフルエンザの発生を想定した訓練として、二次感染を防ぐため患者を包んで搬送する訓練や職員向けの防護服の着脱訓練などを実施。時差出勤は、2013年に策定した県の行動計画で、感染予防の取り組みの一つとして明記されており、県健康対策課の奥田健司主幹は「時差出勤のシフトを事前に考えておくことで、いざというときの備えになる」と強調した。

東海地方のニュース - 名古屋テレビ【メ〜テレ】

更新時間：2015 年 01 月 26 日 12:17

新型インフルエンザに備え 愛知県が時差出勤訓練

新型インフルエンザの発生などに備え、愛知県は職員の時差出勤訓練を行いました。

全国の都道府県で初めての試みです。

午前 7 時 30 分ごろ、普段より 1 時間早く愛知県庁の職員が出勤してきました。

この訓練は新型インフルエンザなどの感染症にかかる危険性が高い通勤ラッシュで、感染予防のため人ごみを緩和しようといわれたものです。

26 日は約 3600 人の職員が訓練に参加し、出勤時間を 3 つの時間帯にわけること、通勤ラッシュの緩和を目指しました。

愛知県は「県の取り組みをモデルとして企業や県民にも、人込みを避け感染を防ぐ意識を普及させていきたい」としています。



平成 26 年度
新型インフルエンザ等対策総合訓練報告書

平成 27 年 3 月

愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課

電 話 052-954-6272

F A X 052-954-6917

e-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp